

電気需給約款別表

第 1 表 電力料金表

【東北電力エリア】

(1) スマサポでんき[東北 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	契約電流		30A	1098.90 円
			40A	1465.20 円
			50A	1831.50 円
			60A	2197.80 円
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1kWh	30.77 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		36.95 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		39.74 円

(2) スマサポでんき[東北 C]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	368.50 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	30.03 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		36.17 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		39.74 円

(3) スマサポでんき[東北低圧電力]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kW・月額	1067.00 円
電力量料金	夏季		1kWh	31.50 円
	その他季			30.48 円

【東京電力エリア】

(1) スマサポでんき[関東 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	契約電流		30A	885. 72 円
			40A	1180. 96 円
			50A	1476. 20 円
			60A	1771. 44 円
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1kWh	30. 04 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		36. 15 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		35. 97 円

(2) スマサポでんき[関東 C]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	295. 24 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	32. 69 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		33. 91 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		35. 95 円

(3) スマサポでんき[関東低圧電力]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kW・月額	801. 86 円
電力量料金	夏季		1kWh	29. 92 円
	その他季			29. 23 円

【中部電力エリア】

(1) スマサポでんき[中部 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	契約電流		30A	848.10 円
			40A	1130.80 円
			50A	1413.50 円
			60A	1696.20 円
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1kWh	21.33 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.80 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		28.75 円

(2) スマサポでんき[中部 C]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	282.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	21.33 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		25.19 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		27.35 円

(3) スマサポでんき[中部低圧電力]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kW・月額	1121.54 円
電力量料金	夏季		1kWh	17.33 円
	その他季			15.78 円

【関西電力エリア】

(1) スマサポでんき[関西 A]

(税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約・月額	434.78 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	20.71 円

	120kWh 超過 200kWh まで	第 2 段階		27. 26 円
	200kWh 超過 300kWh まで	第 3 段階		21. 92 円
	300kWh 超過分	第 4 段階		24. 97 円

(2) スマサポでんき[関西 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	377. 34 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	16. 53 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		20. 45 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		23. 46 円

(3) スマサポでんき[関西低圧電力]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	993. 04 円
電力量料金	夏季	1kWh	14. 62 円
	その他季		13. 13 円

【中国電力エリア】

(1) スマサポでんき[中国 A]

(税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）			1 契約・月額	542. 57 円
電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	34. 71 円
	120kWh 超過 200kWh まで	第 2 段階		41. 39 円
	200kWh 超過 300kWh まで	第 3 段階		39. 18 円
	300kWh 超過分	第 4 段階		39. 65 円

(2) スマサポでんき[中国 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	391. 20 円

電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	30.20 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		35.69 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		37.37 円

(3)スマサポでんき[中国低圧電力]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	1092.30 円
電力量料金	夏季	1kWh	26.98 円
	その他季		25.69 円

【四国電力エリア】

(1)スマサポでんき[四国 A]

(税込)

区分			単位	料金単価
最低料金（最初の 11kWh まで）			1 契約・月額	439.40 円
電力量料金	11kWh 超過 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	31.11 円
	120kWh 超過 200kWh まで	第 2 段階		37.47 円
	200kWh 超過 300kWh まで	第 3 段階		34.08 円
	300kWh 超過分	第 4 段階		36.21 円

(2)スマサポでんき[四国 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	359.70 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	26.01 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		30.99 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		34.90 円

(3)スマサポでんき[四国低圧電力]

(税込)

区分	単位	料金単価
基本料金	1kW・月額	1072.06 円

電力量料金	夏季	1kWh	25.98 円
	その他季		24.54 円

【九州電力エリア】

(1) スマサポでんき[九州 B]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金	契約電流		30A	948.72 円
			40A	1264.96 円
			50A	1581.20 円
			60A	1897.44 円
電力量料金	120kWh まで	第 1 段階	1kWh	18.33 円
	120kWh 超過 200kWh まで	第 2 段階		23.93 円
	200kWh 超過 300kWh まで	第 3 段階		22.78 円
	300kWh 超過分	第 4 段階		22.75 円

(2) スマサポでんき[九州 C]

(税込)

区分			単位	料金単価
基本料金			1kVA	286.54 円
電力量料金	最初の 120kWh まで	第 1 段階	1kWh	17.45 円
	120kWh 超過 300kWh まで	第 2 段階		22.78 円
	300kWh 超過分	第 3 段階		23.79 円

(3) スマサポでんき[九州低圧電力]

(税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW・月額	922.03 円
電力量料金	夏季	1kWh	17.31 円
	その他季		15.63 円

第 2 表 事務手数料

(1) 適用 お客さまが電気料金(月額)及び電気ご使用量の明細の郵送によるお知らせを希望した場合、(2)に規定する事務手数料を要します。

(2) 事務手数料 165 円(税込)

第 3 表 電源調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額と仕入調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「第 4 表 燃料費調整額」および「第 5 表 仕入調整費」の定めに従うものとします。

電気料金の内訳について

電気料金内訳
基本料金(最低料金)
電力量料金
電源調達調整費(燃料費調整額)
電源調達調整費(仕入調整費)
再生可能エネルギー発電促進賦課金

※電源調達調整費＝燃料費調整額＋仕入調整費

第 4 表 燃料費調整額

燃料費調整額の算定方法は以下のとおりとします。

燃料費調整額＝(1)で算出された燃料費調整単価× (2)で算出された「係数

(1) 燃料費調整単価

【東北電力ネットワークエリア】

東北電力株式会社が公表する低圧電気標準約款(2023 年 6 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0259$

$\beta = 0.2563$

$\gamma = 0.8915$

なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価＝(平均燃料価格－83,500)×ロの基準単価÷1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の９月の検針日から１０月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１０月の検針日から１１月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１１月の検針日から１２月の検針日の前日までの期間

毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 19 銭 7 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(離島平均燃料価格 － 79,300) × ニの離島基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 までの期間(翌年がうるう年となる場 合は翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間
--	-----------------------------------

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 1 厘

【東京電力パワーグリッドエリア】

東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する電気需給約款[低圧](2023 年 6 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価＝(平均燃料価格 - 86,100) × 口の基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 18 銭 3 厘

【中部電力パワーグリッドエリア】

中部電力ミライズ株式会社が公表する低圧個別要綱(2023 年 4 月 1 日実施)。同要綱が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 45,900) × ロの基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 23 銭 3 厘

【関西電力送配電エリア】

関西電力株式会社が公表する電気供給条件(低圧)(2023 年 4 月 1 日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100) × ロの基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 16 銭 5 厘

【中国電力ネットワークエリア】

中国電力株式会社が公表する電気サービス約款(2023 年 6 月 1 日実施)。同約款が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,300) × ロの基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月 31 日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から4月 30 日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月 31 日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月 30 日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月 31 日までの期間	その年の9月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11 月 30 日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月1日から 12 月 31 日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月1日から翌年の1月 31 日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月1日から翌年の2月 28 日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月 29 日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき 21 銭 2 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間に おける1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間に おける1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,300 円とします。ただし、平均燃料価格の上限は 119,000 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (79,300 - \text{平均燃料単価}) \times \text{ニの基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、料金表により最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

二 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金:1契約につき最初の15キロワット時まで1銭7厘

電力量料金:上記をこえる1キロワット時につき1厘

ロ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき1厘

【四国電力送配電エリア】

四国電力株式会社が公表する電気需給条件[低圧](2023年6月1日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 80,000) × ロの基準単価 ÷ 1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 15 銭 4 厘

【九州電力送配電エリア】

九州電力株式会社が公表する電気供給条件[低圧](令和5年4月1日実施)。同条件が後日改正された場合には改正後のものによることとする。改正により、当該みなし小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

イ 燃料費調整額の算定

(イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 燃料費調整単価＝(平均燃料価格－27,400)×ロの基準単価÷1,000

(ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間

毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 13 銭 6 厘

ハ 離島ユニバーサルサービス調整

(イ) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 52,500) \times \text{ニの離島基準単価} \div 1,000$$

(ハ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間 燃料費調整単価適用期間

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間

毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年がうるう年となる場合は翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(二) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(ロ)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

ニ 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき 3 厘

(2) j 係数の算出基準

j 係数は、一般社団法人日本卸電力取引所(以下、「JEPX」という。)のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で0時から24時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」という。)に応じて、以下に定めるj 係数の還元または追加請求をおこなうものとします。

イ 還元

燃料費調整単価がマイナス時(還元)、j 係数は以下の係数とします。

還元値(マイナス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	0.00
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	0.10
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.20
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.30
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.40
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0.50
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.60
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.70
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.80
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.90

0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	1.00
-----------------------------	------

□ 請求

燃料費調整単価がプラス時(請求)、j 係数は以下の係数とします。

請求値(プラス単価)	
JEPX24 時間平均単価(当該月)	j 係数
7.50 円/kWh 以上～	1.00
7.00 円/kWh 以上～7.50 円/kWh 未満	0.90
6.50 円/kWh 以上～7.00 円/kWh 未満	0.80
6.00 円/kWh 以上～6.50 円/kWh 未満	0.70
5.50 円/kWh 以上～6.00 円/kWh 未満	0.60
5.00 円/kWh 以上～5.50 円/kWh 未満	0.50
4.50 円/kWh 以上～5.00 円/kWh 未満	0.40
4.00 円/kWh 以上～4.50 円/kWh 未満	0.30
3.50 円/kWh 以上～4.00 円/kWh 未満	0.20
3.00 円/kWh 以上～3.50 円/kWh 未満	0.10
0.00 円/kWh 以上～3.00 円/kWh 未満	0.00

ハ j 係数における JEPX24 時間平均単価の算定月

お客さまの検針日の属する月(以下「N」という。)を基準とし、N-2 月の JEPX24 時間平均単価によって算定します。

ニ j 係数の基準値の改定

毎年 4 月 1 日、10 月 1 日の年 2 回、j 係数の基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものとします。

第 5 表 仕入調整費

各契約種別における料金につき、第 4 表(2)で算出された調達単価に応じて、以下に定める仕入調整費の還元または追加請求を行うものとします。

(1) 還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数 α の設定

イ 還元基準値

当月調達単価が 5 円 00 銭を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める仕入調整費(還元)を差し引くものとします。

ロ 追加請求基準値

当月調達単価が 15 円 00 銭を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める仕入調整費(追加請求)を加えるものとします。

ハ 独自係数 α

容量市場拠出金に基づき、当社が設定する係数。

二 還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数 α の改定

毎年4月1日、10月1日の年2回、還元基準値、追加請求基準値および当社独自係数 α の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができます。

(2) 仕入調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、仕入調整費の端数は、小数点以下第3位で四捨五入します。

仕入調整費の還元

$$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\% + \alpha$$

仕入調整費の追加請求

$$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\% + \alpha$$

(3) 仕入調整費の適用

仕入調整費は、2022年5月検針分から適用とします。

第6表 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じた期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単価は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第7表 解約手数料

- (1)適用 お客さまが電気需給契約による電気供給開始日から起算して(2)に定める最低利用期間に満たない時期において解約を希望する場合には、最低利用期間の残余期間に関わらず(3)に定める解約手数料を要します。
- (2)最低利用期間
1 年間。
- (3)解約手数料
2,200 円(税込)
- (4)例外 付加契約等で別途定める契約期間、解約手数料がある場合は、付加契約等での条件が適用されます。

第 8 表 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1)過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。

イ 前月または前年同月の月間使用電力量による場合

前月または前年同月の月間使用電力量／前月または前年同月の料金の算定期間の日数×協定対象期間の日数

ロ 前 3 月間の月間使用電力量による場合

前 3 月間の月間使用電力量／前 3 月間の料金の算定期間の日数×協定期間の日数

(2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量(入力)にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

(3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

取替後の計量器によって計量された使用電力量／取替後の計量器によって計量された期間の日数×協定対象期間の日数

(4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5)公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量／{100 パーセント+(±誤差率)}

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

第 9 表 日割り計算の基本算定

(1)日割り計算の基本算定は、次のとおりとします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1 月の該当料金×日割計算対象日数／検針期間の日数

ロ 電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① スマサポでんき[東北 B]／スマサポでんき[関東 B]／スマサポでんき[中部 B]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

② スマサポでんき[九州 B]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

③ スマサポでんき[東北 C]／スマサポでんき[関東 C]／スマサポでんき[中部 C]／スマサポでんき[九州 C]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

④ スマサポでんき[関西 A]／スマサポでんき[中国 A]

最低料金適用電力量＝15 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数
なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第 1 段階料金適用電力量＝105 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝80 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 3 段階料金適用電力量＝100 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、200 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

⑤ スマサポでんき[関西 B]／スマサポでんき[中国 B]

第 1 段階料金適用電力量＝120 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます

⑥ スマサポでんき[四国 A]

最低料金適用電力量＝11 キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量＝109キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量＝80キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第3段階料金適用電力量＝100キロワット時×日割計算対象日数／検針期間の日数

なお、第3段階料金適用電力量とは、200キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率により按分して得た値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

①電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

②契約種別、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により

区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

第 10 表 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	スマサポでんき[東北 B]	スマサポでんき[東北 C]
	スマサポでんき[関東 B]	スマサポでんき[関東 C]
	スマサポでんき[中部 B]	スマサポでんき[中部 C]
	スマサポでんき[関西 A]	スマサポでんき[関西 B]
	スマサポでんき[中国 A]	スマサポでんき[中国 B]
	スマサポでんき[四国 A]	スマサポでんき[中国 B]
	スマサポでんき[九州 B]	スマサポでんき[九州 C]
動力需要	スマサポでんき[東北低圧電力]	スマサポでんき[関東低圧電力]
	スマサポでんき[中部低圧電力]	スマサポでんき[関西低圧電力]
	スマサポでんき[中国低圧電力]	スマサポでんき[四国低圧電力]
	スマサポでんき[九州低圧電力]	

- (1) スマサポでんき[東北 B]／スマサポでんき[関東 B]／スマサポでんき[中部 B]／スマサポでんき[九州 B]／

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 30 アンペア以上であり 60 アンペア以下であるものに適用します。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- ① 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものいたします。
- ② 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) スマサポでんき[東北 C]／スマサポでんき[東京 C]／スマサポでんき[中部 C]／スマサポでんき[九州 C]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約

負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(3) スマサポでんき[関西 A]／スマサポでんき[中国 A]／スマサポでんき[四国 A]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまが契約直前の小売電気事業者との契約内容を証明する書面の提示または、電気工事店等による最大需要容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものといたします。

ただし、お客さまの電気使用量等データを考慮の上、当社が書面の提示を省略することがあります。

(4) スマサポでんき[関西 B]／スマサポでんき[中国 B]／スマサポでんき[四国 B]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- ②1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定し契約容量に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約容量を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約容量を定めることができるものといたします。

(5) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。
- ③ 負荷率(電気料金算定期間内の電気使用量÷電気料金算定期間の日数÷契約電力×100)が以下であること。

【東北電力エリア】 13 パーセント未満

【東京電力エリア】 13 パーセント未満

【中部電力エリア】 13 パーセント未満

【関西電力エリア】 20 パーセント未満

【中国電力エリア】 20 パーセント未満

【四国電力エリア】 20 パーセント未満

【九州電力エリア】 17.5 パーセント未満

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給

電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとする。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものいたします。